

家庭六法

夫が職場で突然倒れ病院に運ばれた、子どもが学校で頭を強打し意識不明になった。そんな時「病院がきちんとした治療をしてくれているか疑問だ」「治療内容について説明が全くない」といった相談が最近増えています。患者と医師



古賀 克重 弁護士

の関係は法的にはどう考えればよいでしょう。

法律上は患者と医師との間には準委任契約が結ばれています(民法六五六条)。ですから、受任者である医師は委任者である患者の求めがあればいつでも状況を報告しなければいけないのです(同六四五条)。疑問があれば、担当医に対して症状や原因、治療や予後等について納得いくまで質問しつづけてください。

医療トラブル① 患者の疑問、医師に説明義務

その際に注意してほしいことは、医師や病院に対し感情的になりすぎても、遠慮しすぎていけないということです。冷静に、しかし納得がいくまで説明を求めましょう。

カルテの閲覧や謄写を求めめることも可能です。以前は「カルテは医者のもので」といった考えから、カルテ開示に消極的な病院も少なくありませんでした。

しかし、日本医師会が一九九九年、「診療情報の提供に関する指針」を制定しました。それ以来、大半の病院では、カルテ開示の自主的なガイドラインや規定を作り、カルテ開示に応じているようです。具体的には、病院の窓口で問い合わせた上、所定の手続きを取ってください。

なお、遺族によるカルテ開示請求には応じない病院も多く、問題となっていました。日本医師会は、二〇〇二年十月、「指針第二版」を定め、その中で遺族へのカルテ開示についても一定の範囲で認めています。

家庭六法

「カルテを取り寄せたところ、不審な点が見つかった。もしかしたら医療ミスではないだろうか」。治療に懸念を抱いた時、どのような対応を取ればよいのでしょうか。

医療問題を取り扱う弁護士は最初は医療調査の依頼を受けることが大半です。具体的には、入手したカルテを分析しつつ、関連する医療文献や論文を収集します。カルテ未入手の場合には、前回ご説明したカルテ開示制度を利用したり、証拠保全手続きを利用してカルテを入手します。

裁判例の傾向も調査します。場合によっては第三者の専門医の意見を聞くなどした上、当該医療機関の治療内容に問題がないかについて数カ月間をかけて調査をします。その結果、医療機関に対する責任追及の可能性があるのか、可能性が乏しいのかを依頼者に報告

医療トラブル② 治療に懸念、まず調査依頼

するわけです。

過去には「とりあえず裁判する」という弁護士もいたようです。しかしそれは患者側にも医療機関側にも不要な労力や負担を与えることになりかねません。

そこで、裁判前に踏み込んだ調査をした上で、裁判を起こすべきかどうか判断できるだけの情報を患者さん側に提供することを心がけているのです。

裁判所も医療集中部(医療事件を専門的に取り扱う部署)を設けるなどして、充実した、かつ迅速な裁判に意を配るようになっていきます。ですから医療事件は「裁判前調査が勝負を決める」といっても過言ではなくなりつつあります。

医療ミスが疑われる場合には、以上の医療調査を弁護士に依頼することから始められてはいいかがでしょうか。ただし、この調査は、あくまで裁判前の事前調査でしかなく、裁判結果を保証するものではないことには注意が必要です。

(弁護士 古賀 克重)